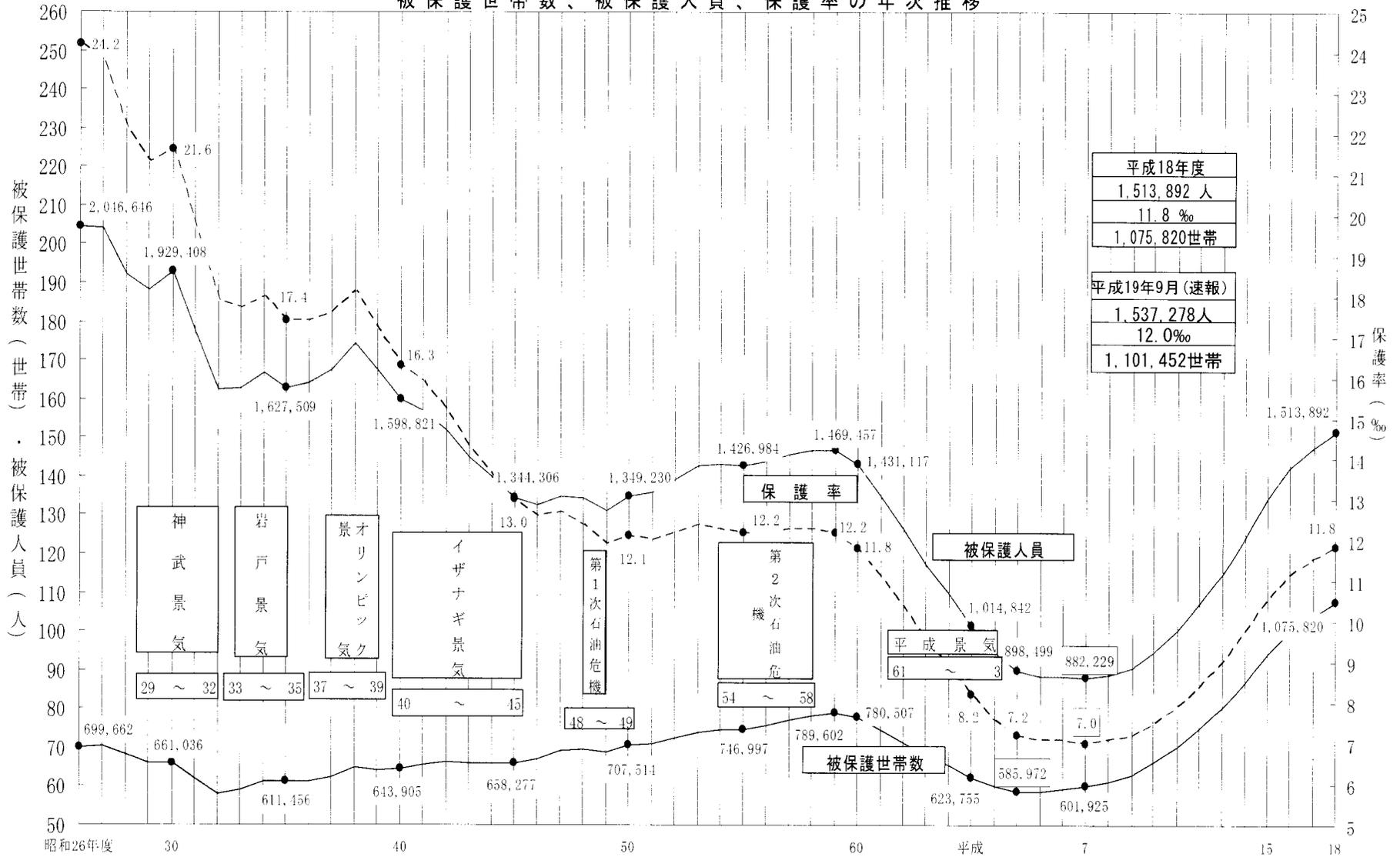


I 生活保護の現状



被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



平成18年度
1,513,892人
11.8%
1,075,820世帯

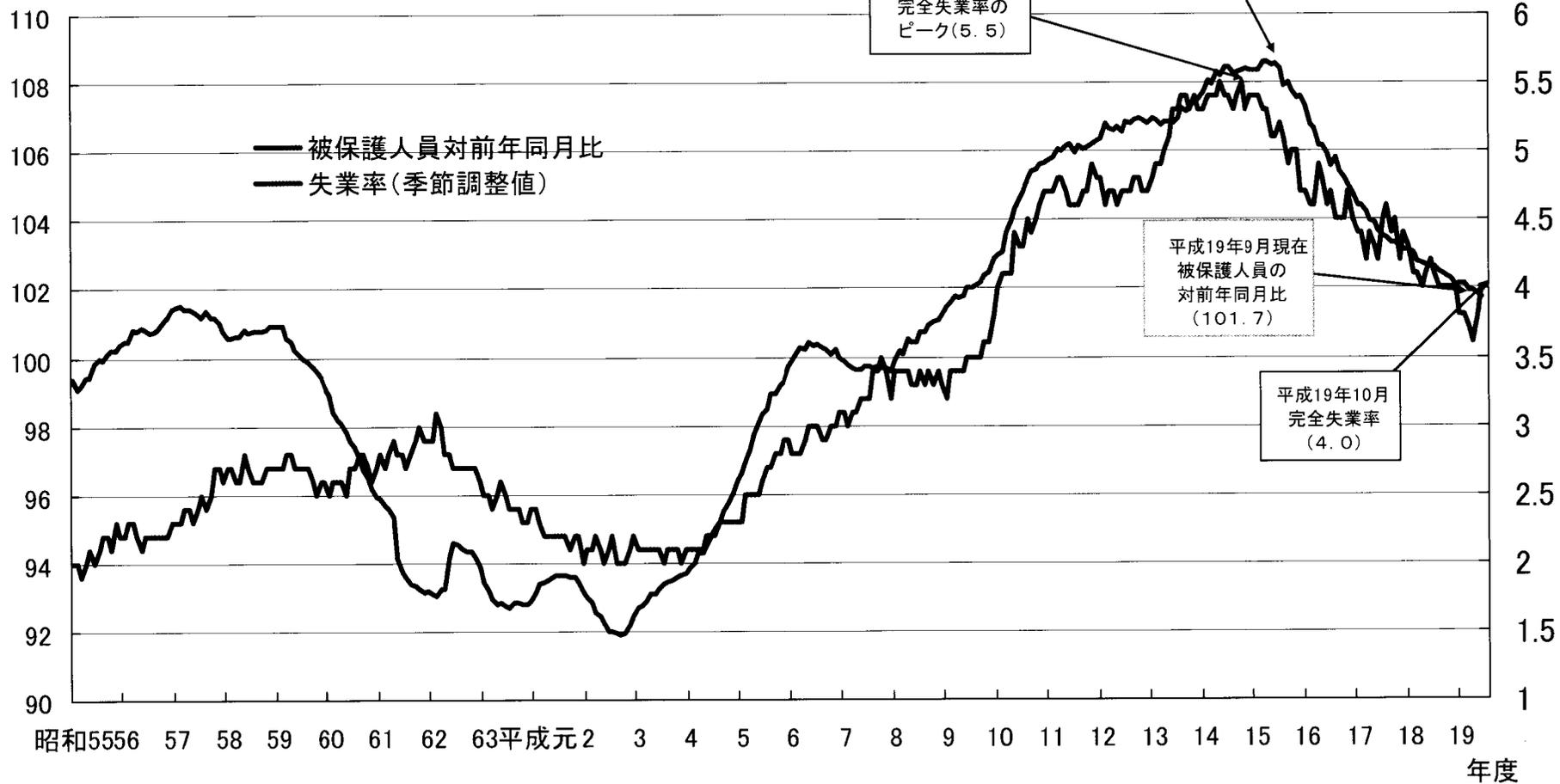
平成19年9月(速報)
1,537,278人
12.0%
1,101,452世帯

資料：福祉行政報告例

被保護人員の伸び率と失業率の推移

被保護人員の対前年同月比(%)

完全失業率(%)



世帯類型別被保護世帯数の推移

平成16年度の総世帯数は約100万世帯であり、

- 構成割合で見ると、約半数（46.7%）が高齢者世帯である。
- 保護率・保護人員が底であった平成7年度からの変化をみると、いずれの世帯類型も被保護世帯数は増加しているが、直近ではその伸びは鈍化している。

	昭和59年度	構成割合 (%)	平成7年度	構成割合 (%)	平成16年度	構成割合 (%)	増加率	
							S59→H7	H7→H16
総数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高齢者世帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母子世帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷病者・ 障害者世帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,844	35.1	▲28.9%	+38.4%
その他世帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.1%

資料：福祉行政報告例

(注)平成17年度より世帯の定義を変更したことから、平成16年度以前で比較

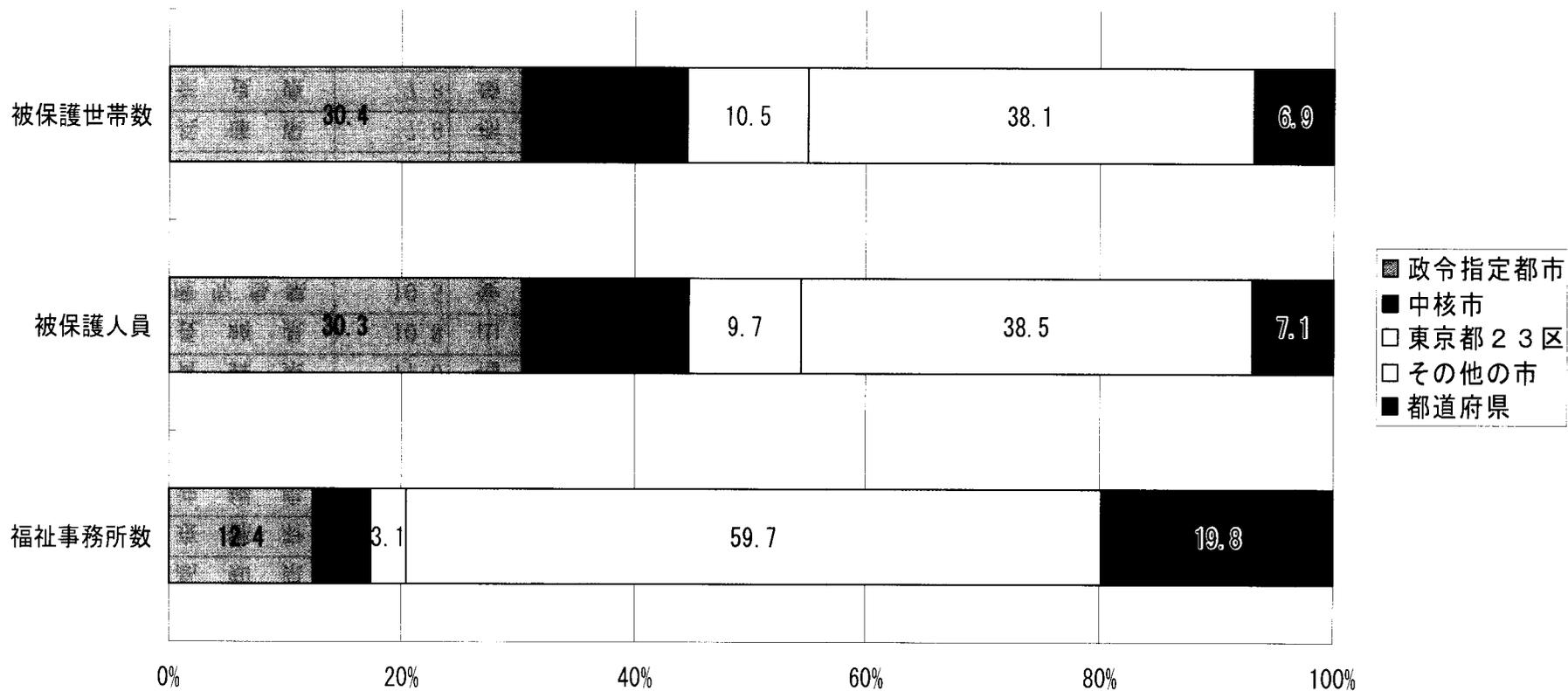
世帯類型別世帯保護率の推移

	昭和59年度	平成7年度	平成16年度
総数	21.1 (143.5)	14.7 (100.0)	21.5 (146.0)
うち高齢者世帯	80.1 (176.8)	45.3 (100.0)	48.7 (107.6)
母子世帯	224.7 (206.7)	108.7 (100.0)	139.7 (128.6)
その他世帯 (傷病・障害者世帯を含む)	12.7 (149.4)	8.5 (100.0)	12.3 (144.7)

単位は‰、括弧内は平成7年を100とした指数。

地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数以上を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員」福祉行政報告例(平成18年度)
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

地域別保護率の比較

平成7年度			
	‰		‰
全 国	7.0	鳥 取 県	6.1
福 岡 県	16.4	佐 賀 県	5.8
北 海 道	15.4	神 奈 川 県	5.7
高 知 県	15.3	岩 手 県	5.2
京 都 府	14.3	三 重 県	4.7
沖 縄 県	12.9	島 根 県	4.5
大 阪 府	11.4	滋 賀 県	4.2
徳 島 県	11.3	宮 城 県	4.1
青 森 県	11.0	福 島 県	4.0
長 崎 県	10.8	山 形 県	3.4
鹿 児 島 県	10.5	愛 知 県	3.4
大 分 県	9.4	千 葉 県	3.2
宮 崎 県	8.5	新 潟 県	3.2
東 京 都	8.1	茨 城 県	3.1
兵 庫 県	7.9	栃 木 県	3.1
奈 良 県	7.8	埼 玉 県	3.1
山 口 県	7.8	石 川 県	2.7
愛 媛 県	7.8	群 馬 県	2.6
熊 本 県	7.5	長 野 県	2.3
香 川 県	7.4	山 梨 県	2.2
和 歌 山 県	7.3	静 岡 県	2.2
秋 田 県	7.0	福 井 県	2.1
岡 山 県	6.9	富 山 県	2.0
広 島 県	6.3	岐 阜 県	2.0

平成18年度			
	‰		‰
全 国	11.8	熊 本 県	8.8
大 阪 府	25.1	宮 城 県	8.2
北 海 道	24.2	岩 手 県	8.1
高 知 県	21.1	千 葉 県	8.1
京 都 府	19.1	鳥 取 県	7.9
福 岡 県	18.5	埼 玉 県	7.5
青 森 県	17.0	佐 賀 県	7.2
沖 縄 県	16.3	福 島 県	7.2
長 崎 県	15.8	三 重 県	7.0
東 京 都	15.6	栃 木 県	6.6
鹿 児 島 県	14.8	愛 知 県	6.0
徳 島 県	14.6	島 根 県	5.8
兵 庫 県	14.4	滋 賀 県	5.7
大 分 県	13.3	新 潟 県	5.7
神 奈 川 県	11.8	茨 城 県	5.4
広 島 県	11.7	石 川 県	4.5
和 歌 山 県	11.4	静 岡 県	4.4
宮 崎 県	11.2	群 馬 県	4.3
秋 田 県	11.1	山 形 県	4.2
奈 良 県	11.1	山 梨 県	4.0
愛 媛 県	10.8	長 野 県	3.3
山 口 県	10.4	岐 阜 県	3.2
岡 山 県	10.0	福 井 県	2.7
香 川 県	9.4	富 山 県	2.3

資料：福祉行政報告例

注：指定都市・中核市は都道府県に含む。

指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

平成18年度	
	‰
大阪市	41.8
札幌市	27.4
神戸市	26.7
京都市	26.2
福岡市	18.7
川崎市	17.9
広島市	15.5
横浜市	13.8
千葉市	12.9
名古屋市	12.8
北九州市	12.8
仙台市	10.7

資料：福祉行政報告例

注：さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

保護費の構図
(平成20年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額: 2兆6,225億円				
生活扶助 8,557億円 32.6%	住宅扶助 3,700億円 14.1%	医療扶助 1兆3,063億円 49.8%	介護 扶助 624 億円 2.4%	その他 281 億円 1.1%

※国庫負担額は上記の3/4である。

生活保護世帯の類型別にみた現状と課題

【被保護世帯・人員の内訳】

(平成18年度)

高齢者世帯 44.1%	高齢者世帯人員 35.4%
母子世帯 8.6%	母子世帯人員 16.9%
傷病者・障害者世帯 37.0%	傷病者・障害者世帯人員 36.4%
(傷病者世帯) 25.4%	(傷病者世帯) 23.2%
(障害者世帯) 11.7%	(障害者世帯) 13.2%
その他世帯 10.2%	その他世帯人員 11.3%

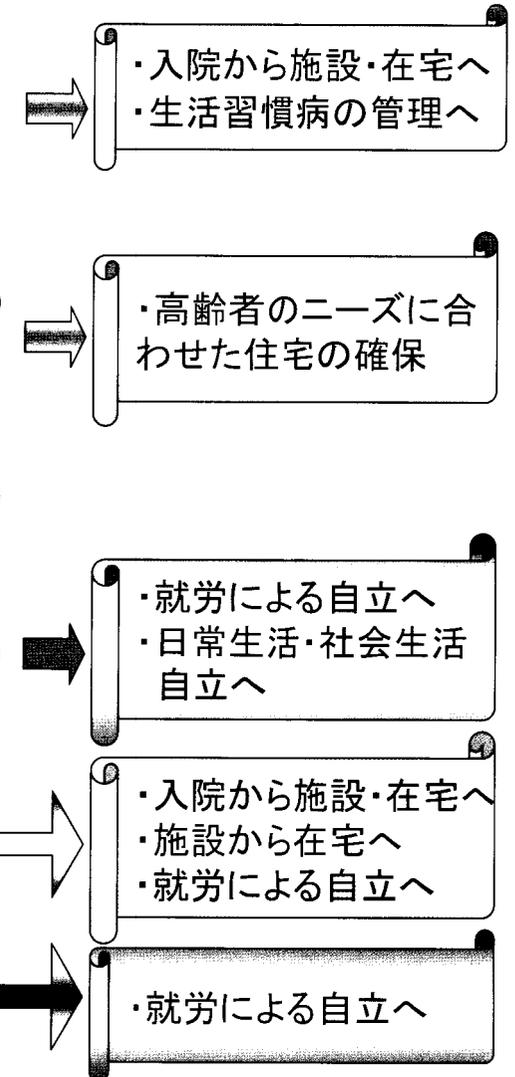
計 1,075,820世帯 計 1,513,892人
全国の保護率11.8%(平成18年度)

※現状

※現状

- 世帯数:47万世帯＝一般高齢者世帯の5.6%
世帯人員数:52万人＝一般高齢者世帯人員の2.0%
 - 単身世帯率＝89.2%
(cf.一般高齢者の単身世帯率22.4%)
 - 一人当たり年金受給額:45,918円(平成17年度)
(cf.一般の一人当たり老齢基礎年金受給額:53,012円(平成17年度))
 - 住宅扶助を受けている世帯割合:75.6%
(高齢者の生活保護受給世帯の持ち家率:6.4%)
 - 医療扶助を受けている世帯割合:94.4%
 - 一人当たり医療扶助費:1,115,275円(平成17年度、年額)
(cf.一般高齢者の一人当たり医療費:655,700円(平成17年度、年額))
 - 入院者数割合:8.8%
(cf.一般高齢者の入院者数割合:3.6%(平成17年度))
 - 介護保険施設入所者数割合:6.2%
(cf.一般の第1号被保険者における介護保険施設入所者数割合:3.0%(平成17年度))
 - 世帯数:9万世帯＝全国の母子世帯の11.8%
 - 就労率＝47.4%(cf.一般の母子世帯就労率:83.9%(平成17年度))
 - 住宅扶助を受けている世帯割合:94.9%
(母子の生活保護受給世帯の持ち家率:0.5%)
 - 医療扶助を受けている世帯割合:95.9%
- (※ 別に記載がない場合は全て平成18年度)

【課題】



Ⅱ 生活保護の課題

生活保護について指摘されている課題

1. 保護基準

- 消費実態との不均衡－5年に1度の定期的検証による「根拠ある保護基準」の確立
 - ・ 基礎年金水準との整合
 - ・ 多人数世帯が割高
 - ・ 地域差の縮小
 - ・ 生活保護からの脱却のインセンティブが低い

2. 保護適用等の適正化

- 生活保護を受けるべき者が受給し、受けてはいけない者が受給していないか
 - ・ 漏給防止（申請権の侵害、辞退届による保護脱却後の自立の目途の確認）
 - ・ 濫給防止（暴力団対策、年金担保貸付利用者への対応）

3. 自立支援

- 自立支援プログラムの推進

Ⅲ 生活保護の課題

1. 保護基準

生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)(中間とりまとめ・報告書の概要)

生活扶助基準の水準に関すること

- 生活扶助基準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なもの。具体的には、年間収入階級第1/10分位の世帯の消費水準に着目することが適当。
- 勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当。

生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関すること

- 多人数世帯について、世帯規模の経済性等を検討する必要。
- 単身世帯について、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の基準の設定を検討する必要。
- 現行の年齢別較差は、おおむね妥当であるが、年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要。

級地に関すること

- 現行級地制度は、最大較差22.5%とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められた。市町村合併の動向にも配慮しつつ、今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要。

生活扶助基準の評価・検証等に関すること

○今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。

なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。

○また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当。